

大牟田市分別収集計画

福岡県大牟田市

令和4年6月

大牟田市分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	2
4. 計画の対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	12

大牟田市分別収集計画

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産・大量消費は、廃棄物の増加を招き環境負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。一般廃棄物の総排出量は平成24年度以降微減傾向であったが、ここ数年横ばいで推移しており、リサイクル率については、減少傾向にある。

持続可能な循環型社会を形成するためには3Rの取り組みを推進しなければならないが、とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物に関する3Rの取組は極めて重要である。

一方で、市民の健康と安全を第一に環境にやさしい美しい住みよいまちづくりを推進するためには、それぞれの地域において市民と行政が力を合わせていくことが重要であり、環境保全対策、廃棄物の資源化等によるリサイクルの推進に取り組んでいかなければならない。

大牟田市（以下、「本市」という。）においても分別収集計画を策定し、平成9年からリサイクル集積所において、空き缶、空きビン、紙類などの資源物の分別収集を開始した。その後、プラスチック（ペットボトル・白色トレイ）類、古布・古着類を回収品目として追加し、平成30年にはスプレー缶（穴あけ不要）の分別回収を開始した。令和3年10月からは、ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装の分別収集を全市で開始した。

燃えるごみ、燃えないごみ及び大型ごみについては、平成18年2月から有料指定ごみ袋・指定シール制を導入した。大型ごみは平成13年4月から電話による申込み制での収集を行っている。

また、平成19年4月からは容器包装廃棄物以外の廃棄物のうち、蛍光管、水銀体温計、乾電池などの有害ごみを燃えないごみの日に分別し、収集している。

本計画は、大牟田市ごみ処理基本計画に基づき、長期的・総合的視点に立ち、計画的な資源化の推進を図ることを目的とし、また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の完全施行を踏まえ、市民・行政・事業者のそれぞれの役割を明確にした上で、廃棄物の排出抑制から最終処分に至るまでの廃棄物の適正処理による環境保全・資源循環型社会の構築を推進するものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の減量化・最終処分場の延命化、並びに廃棄物の適正処理を目的とした、環境保全・資源循環型のごみ処理システムの構築を図る。
- (2) 処理施設及び環境への負荷の軽減を図るため、市民・行政・事業者が一体となり、それぞれの役割に応じた取組みを推進し、廃棄物の排出抑制並びにリサイクルを基本とした社会づくり、ライフスタイルの形成を目指す。

(3) リサイクルを通じ、住み良い環境づくり、人とふれあいのあるネットワークづくりを目指したまちづくりを視点においた住民参加型のリサイクル事業を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5ヵ年間とし、3年ごとに見直しを行う。

4 計画の対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、アルミニウム缶、スチール缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他の色のガラス、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装（ペットボトル・白色トレイ以外）、ダンボール、紙パック、その他の紙製容器包装を対象として本市区域内の回収を行う。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	7,597 t	7,514 t	7,432 t	7,353 t	7,274 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、容器包装リサイクル法の実施にあたっては、市民・行政・事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互の協力・連携のもとに容器包装廃棄物の排出抑制及びリサイクル事業の推進のため啓発活動の充実を図る。

(1) 校区リサイクル推進委員会の指導、育成

リサイクルを円滑に推進するためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠であり、引き続き地域住民を主体とした校区リサイクル推進委員会を育成強化し、校区リサイクル推進委員会を拠点としたリサイクル事業の推進を図る。

(2) 各種メディアを活用した啓発活動

広報紙、新聞、インターネット等様々なメディアを活用し、容器包装リサイクル法の趣旨、廃棄物の排出量の増大、最終処分場の残余容量の逼迫、環境保全等の現在の廃棄物処理システムの問題点などの情報を提供し、周知徹底を図る。また、パンフレット・カレンダー・チラシ等を作成し、排出抑制、再生利用の意義・効果及び資源物を含む廃棄物の適切な出し方に関する啓発活動を行う。

(3) 小学校における啓発活動

現在、清掃・環境問題に対する啓発活動の一環として、小学校4年生を対象に、パンフレット「清掃と私たちの生活」を配布するとともに学校を訪問し、紙芝居等を使った環境学習や清掃施設の見学を行っている。児童が資源や環境の大切さを学習し、意識することにより、児童から家庭へ、家庭から地域へとリサイクルの基本思想が広がることを期待し、内容の充実を図る。

(4) 清掃週間行事における啓発活動

毎年11月に清掃週間行事を開催し、環境思想の普及・高揚など、市民に広くアピールを行っている。清掃週間行事を活用し、基調講演やリサイクルに関する資料及び包装容器の展示等を通して、廃棄物の減量化やリサイクルの必要性についての啓発活動を行う。

(5) 「環境にやさしいお店」認定事業による啓発活動

簡易包装の促進・リターナブル容器による販売・再生品の積極的な販売・買い物袋持参の促進等に加え、廃棄物処理・リサイクルに関しての情報交換の場としての活用を目的として、協力店の認定を行う。市民に対しては、ごみを買わない、事業者においては、ごみを売らないという意識の変革を期待する。

(6) 「まちづくり出前講座」による啓発活動

市民のみなさんがごみのことで知りたい、学びたいという時に、市の職員が講師となって直接出向き、ごみ処理の流れおよび分別収集とリサイクルについて学習を行う。

(7) ごみ散乱防止事業による啓発活動

まちの環境美化の促進・美観の保護を行い、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的として、さまざまな方法で広報、啓発活動を行い、市民意識の高揚を図っていく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物に係る分別の種類区分(法第8条第2項第3号)

本市における最終処分場の残余年数、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、再生処理施設、収集運搬機材等を勘案し、収集に関わる分別の区分は下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集にかかわる分別の区分	
主として鋼製の容器包装	空き缶	
主としてアルミニウム製の容器包装	スプレー缶	
主として ガラス製の 容器包装	無色のガラス製容器	無色ガラス
	茶色のガラス製容器	茶色ガラス
	その他のガラス製容器	その他のガラス
主として紙製の容器包装であって 飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック	
主として段ボール製の容器包装	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル・白色トレイ	
主として白色トレイの容器包装		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

分別収集する容器包装の種類	R5 年度		R6 年度		R7 年度		R8 年度		R9 年度	
主として鋼製の容器包装	76t		76t		75t		74t		73t	
主としてアルミニウム製の容器包装	107t		106t		105t		104t		103t	
無色のガラス製容器	277t		274t		271t		269t		266t	
	273t	4t	270t	4t	267t	4t	265t	4t	262t	4t
茶色のガラス製容器	284t		281t		278t		276t		272t	
	259t	25t	256t	25t	253t	25t	251t	25t	248t	24t
その他のガラス製容器	165t		163t		162t		160t		158t	
	158t	7t	156t	7t	155t	7t	153t	7t	151t	7t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	3t		3t		3t		3t		3t	
主として段ボール製の容器包装	301t		298t		295t		292t		288t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	97t		96t		94t		93t		92t	
	0t	97t	0t	96t	0t	94t	0t	93t	0t	92t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	190t		188t		186t		184t		182t	
	190t	0t	188t	0t	186t	0t	184t	0t	182t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	410t		406t		401t		397t		393t	
	410t	0t	406t	0t	401t	0t	397t	0t	393t	0t
	(うち白色トレイ)		7t		7t		7t		7t	
	7t	0t	7t	0t	7t	0t	7t	0t	7t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務大臣で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（令和3年度）の引渡実績量×人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
107,022 人	105,860 人	104,700 人	103,586 人	102,474 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99%	99%	99%	99%	99%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本市では、缶・ビン及び紙類の回収を平成10年10月より全市で実施しており、平成15年2月からは、リサイクルプラザの稼動にあわせてプラスチック(ペットボトル・白色トレイ)を分別収集品目に追加した。平成30年からは穴をあけ空き缶としていたスプレー缶を、穴をあけないでの排出とし分別の品目として追加した。令和3年10月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を全市で実施している。分別収集における収集運搬については、平成14年度から紙類、平成15年度から紙類以外を委託して行っている。なお、プラスチック製容器包装については、市が収集運搬を行っている。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
缶	アルミ	空き缶	委託業者による定期回収	市
	スチール			
	スプレー缶	スプレー缶		
びん	無色ガラス	無色ガラス	委託業者による定期回収	市
	茶色ガラス	茶色ガラス		
	その他の色ガラス	その他の色ガラス		
紙	紙パック	紙パック	委託業者による定期回収	業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル・白色トレイ	委託業者による定期回収	市
	白色トレイ			
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

別掲

新聞、雑誌類	古紙	委託業者による定期回収	業者
古布・古着類	古布・古着類	委託業者による定期回収	業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

大牟田市リサイクルプラザにおいて破砕、選別、圧縮、梱包し保管する。なお、紙類、プラスチック製容器包装(ペットボトル・白色トレイ以外)は、大牟田市リサイクルプラザで保管しているものと合わせ委託業者に中間処理を委託する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ	空き缶	折り畳み式コンテナボックス	平ボディー車	大牟田市リサイクルプラザで圧縮
スチール				
スプレー缶	スプレー缶	プラスチックコンテナ		
無色ガラス	無色ガラス	プラスチックコンテナ	平ボディー車	大牟田市リサイクルプラザで手選別、保管
茶色ガラス	茶色ガラス			
その他の色ガラス	その他の色ガラス			
ペットボトル	ペットボトル・白色トレイ	折り畳み式コンテナボックス	平ボディー車	
白色トレイ				
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	ポリエチレン袋等	パッカー車	業者直納および大牟田市リサイクルプラザで保管
紙パック	紙パック	結束	パッカー車	
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装			

別掲

新聞、雑誌類	古紙	結束	パッカー車	業者直納及び大牟田市リサイクルプラザで保管
古布・古着類	古布・古着類	結束または袋	パッカー車	

分別収集に必要な施設計画

【排出段階】

施設の種別	対象とする 容器包装廃 棄物等の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況等)
1.排出容器				
1.1 折り畳み式 コンテナ ボックス・ プラスチック コンテナ	a 缶類 ・空き缶(スチール、アルミ缶分別 必要なし) ・スプレー缶	(仕様) 材質：ポリエステル 容量：512ℓ (800mm×800mm×800mm) 数量：各集積場に1～3個 を配置 (仕様) 材質：ポリプロピレン 容量：62.3ℓ (569mm×359mm×305mm) 外寸 数量：各集積場に1個を配 置	市	空き缶・スプレ ー缶の2種分 別収集大牟田市 リサイクルプラ ザで分別圧縮 スプレー缶は前 処理(穴あけ)
1.2 プラスチック コンテナ	b びん類 (色別に分別)	(仕様) 材質：ポリプロピレン 容量：62.3ℓ (569mm×359mm×305mm) 外寸 数量：各集積場に色別1～ 4個を配置	市	3種類分別収集 大牟田市リサイ クルプラザで一 時保管
1.3 —	c 紙類 (種類ごとに分別)	(仕様) 種類ごとに結束する		種類ごとに収集委 託業者に直接搬入
1.4 折り畳み式 コンテナ ボックス	d ペットボトル・ 白色トレイ	(仕様) 材質：ポリエステル 容量：512ℓ (800mm×800mm×800mm) 数量：各集積場に1～3個 を配置	市	大牟田市リサイ クルプラザで選 別
1.5 ポリエチレ ン袋	e プラスチック製容 器包装	(仕様) 材質：ポリエチレン (1,000mm×1,000mm×1,000mm) 外寸	市	市が処理施設に 直接搬入

		数量：各集積場に1～3個を配置		
2.集積場所	a～e	資源集積ステーション利用	市民	住民組織による管理指導

【運搬段階】

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況等）
1.専用車両				
資源回収用車	a 缶類 b ビン類 c 紙類 d ペットボトル・白色トレイ e プラスチック製容器包装	（仕様） 平ボディ最大積載量 2,000kg 平ボディ最大積載量 2,000kg ハッカー車最大積載量 2,000kg 平ボディ最大積載量 2,000kg ハッカー車最大積載量 2,000kg	業者 業者 業者 業者 市	

【中間処理段階】

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況等）
1.再生利用施設		大牟田市リサイクルプラザ	市	
1.1 リサイクルプラザ ①選別・圧縮設備	a 缶類（アルミ・スチール缶分別）	（仕様） 主要機器：受入れホッパー、コンベア磁選機、アルミ選別機、金属圧縮機 能力：缶 3.2t/5H	市	

	<p>・スプレー缶</p> <p>b ビン類 (無色、茶色、その他に分別)</p> <p>d ペットボトル・白色トレイ</p>	<p>(仕様)</p> <p>主要機器：スプレー缶穴あけ機 能力 800～1200 個 / 1H</p> <p>(仕様)</p> <p>主要機器：手選別(異物除去)コンベア、自動コンテナ、洗浄機 能力：ビン 6.4t / 5H</p> <p>(仕様)</p> <p>ペットボトル 主要機器：圧縮、梱包機 能力：0.7t / 5H</p> <p>白色トレイ 主要機器：袋詰 能力：0.3t / 5H</p>	市	<p>スプレー缶は前処理し缶類として処理</p> <p>手選別によりペットボトル、白色トレイ分別</p>	
② ストックヤード	<p>a 缶類</p> <p>アルミ</p> <p>スチール</p> <p>b ビン類</p> <p>c 紙類</p> <p>紙パック</p> <p>段ボール</p> <p>その他の紙容器</p> <p>d ペットボトル</p> <p>白色トレイ</p>	<p>(仕様)</p> <p>形状 1：上屋付ストックヤード ストックスペース：181 m²</p> <p>形状：上屋付ストックヤード 15 m²</p> <p>形状：上屋付ストックヤード 7 m²</p> <p>形状：上屋付ストックヤード</p> <p>透明ビン 16 m²</p> <p>茶色ビン 16 m²</p> <p><u>その他のビン 16 m²</u></p> <p>合計 48 m²</p> <p>形状：上屋付ストックヤード 8 m²</p> <p>形状：上屋付ストックヤード 24 m²</p> <p>形状：上屋付ストックヤード 49 m²</p> <p>形状：上屋付ストックヤード 15 m²</p> <p>形状：上屋付ストックヤード 15 m²</p>	市	市	市
2.再生利用施設		(株) Y K クリーン	業者		

①選別・圧縮・梱包施設 ((株)YKクリーン)	eプラスチック製 容器包装	(仕様) 主要機器：破袋機、手選別ライン、圧縮梱包機、油化装置 能力：4.8t/日	業者	
②ストックヤード	eプラスチック製 容器包装	形状：上屋付ストックヤード 115.5 m ²	業者	

別掲

	新聞、雑誌類 古布・古着類	形状：上屋付ストックヤード 16 m ²	市	
--	------------------	---------------------------------	---	--

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 地域リサイクル委員による排出指導の徹底

分別区分の多種・多様化にあわせた収集をより効率的に行うには、住民個々の「意識の高揚」と「分別収集への理解」が必要である。複雑な分別を地域リサイクル委員による排出指導を徹底するため、校区リサイクル推進委員会での懇談会を通して指導を行う。また、校区リサイクル推進委員会において地域特性の問題、課題の解決を行う。

(2) 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正

環境保全を主旨目的として条例を改正し、リサイクルの位置付けを明確にしながら、行政内部においては市の重点施策としての取組みを展開し、市民・事業者においては積極的な参加を促し住みよいまちづくりを目指す。

(3) 集積所の改善

紙類について、雨天の日には、次回の回収日に排出するよう指導しているため、排出者への負担が生じ、あわせて回収に支障をきたしている現状にある。そのため雨天時も排出できるような常設場所の設置を検討する。また、高齢者や身体的弱者にも対応できる回収体制の見直しを行う。

(4) 環境指導委員等の強化

平成10年10月より全市において分別収集を行っているが、まだ分別の不徹底、住民組織の加入に関する問題や課題も多様化しており、根本的解決を目指すため環境指導員の体制強化と行政全体での対策を行う。